

## 牧之原市議会基本条例

### 目次

#### 前文

第1章 総則（第1条）

第2章 議会及び議員の活動原則（第2条－第4条）

第3章 市民と議会の関係（第5条・第6条）

第4章 議会と行政の関係（第7条－第9条）

第5章 自由討議の保障（第10条）

第6章 委員会の活動（第11条）

第7章 議員の政治倫理及び身分（第12条・第13条）

第8章 議会及び議会事務局の体制整備（第14条－第17条）

第9章 議会運営の最高規範性と見直し手続き（第18条・第19条）

#### 附則

##### （前文）

牧之原市議会（以下「議会」という。）は、市長、議会の二元代表制のもと、自治体行政の執行について評価・監視機能及び立法機能並びに政策立案、提言等を発揮しながら、憲法に定める地方自治の本旨の実現を目指すものである。

議会は、役割と責務に基づく合議制の機関であり、市民の福祉実現の義務を負い、自らの創意と工夫によって市民との協調のもと、牧之原市のまちづくりを推進していくものである。

議会の公平性・透明性・独自性を確保することにより、市民に開かれた議会、市民参加を推進する議会を目指して、活動を行うあるべき姿をここに定めるものである。

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この条例は、議会の運営及び牧之原市議会議員（以下「議員」という。）に係る基本事項を定め、市民の声を反映し、市民が参画しやすい開かれた議会を実現することを目的とする。

##### 【解説】

議会運営の基本事項として、市民に信頼され、市政の情報を広く公開し、地方自治法の本旨である住民と共に進む闊達な議会を目指すことを定めています。

#### 第2章 議会及び議員の活動原則

##### （議会の活動原則）

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。

（1） 公平性、透明性及び独自性を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。

- (2) 市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させるための運営に努めること。
- (3) 市民にとって、分かりやすい言葉を用いた説明に努めること。
- (4) 議会内での申し合わせ事項は、不断に見直しを行うこと。
- (5) 市民の傍聴の意欲を高める議会運営を行うこと。

【解説】

市民に親しまれ、関心を持たれるような議会運営を行うため、五つの活動原則を規定しています。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。

- (1) 議会が言論の府であること及び合議制機関であることを十分に認識し、議員間の自由な討議を重んじること。
- (2) 市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研鑽によって、市民の代表としてふさわしい活動をする。
- (3) 議会の構成員として、一部団体及び地域の代表にとらわれず、市民全体の福利の向上を目指して活動すること。

【解説】

議会の使命である議員間の自由闊達な討議での論点、争点の発見、公開の再認識のみならず、市民の意見を的確に把握し、代表としての議員の活動原則を規定しています。

(会派)

第4条 議員は、議会活動を行うため、同一理念を共有する政策集団(以下「会派」という。)を結成することができる。

- 2 会派は、政策立案、決定及び提言等に関し、会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。
- 3 会派に関することは、別に定める。

【解説】

同一理念を持った議員集団を会派と定めています。

### 第3章 市民と議会の関係

(市民参加及び市民との連携)

第5条 議会は、市民に対し積極的にその有する情報を発信し、説明責任を十分果たさなければならない。

- 2 議会は、本会議のほか、すべての会議を原則公開とする。
- 3 議会は、市民会議を開くなど、市民が議会の活動に参加できるよう努める。
- 4 議会は、議会運営委員会、常任委員会及び特別委員会等(以下「委員会」という。)の運営に当たり、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第109条及び第110条の規定による参考人制度及び公聴会制度を十

分に活用して、市民の専門的又は政策的意見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。

- 5 議会は、市民との意見交換の場を多様に設け、議員の政策立案能力を強化するとともに、政策提案の拡大を図るものとする。

【解説】

議会が持つ情報の発信、すべての会議の原則公開、市民との意見交換の場を積極的に持つなど、議会への市民参加と連携を促進するための方途を定めています。

(議会報告会)

第6条 議会は、市政の諸課題に柔軟に対処するため、市政全般にわたって、議員と市民とが自由に情報及び意見を交換する議会報告会を行うものとする。

- 2 議会報告会に関することは、別に定める。

【解説】

- 1 ここでは、前条第5項の「市民との意見交換の場」の一つとしての議会報告会を設けることを義務化し、明文化しました。
- 2 市民からの要請ではなく、積極的に出向いての議会報告会としています。

第4章 議会と行政の関係

(議員と市長等執行機関の関係)

第7条 議会審議における議員と市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)との関係は、次に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めなければならない。

- (1) 本会議及び委員会における議員と市長等の質疑と質問の応答は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行うことができる。
- (2) 議長から本会議及び委員会への出席を要請された市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問に対して反問することができる。ただし、反問においては、質問の論点整理におけるものとし、一つの質問に対し原則1回までとする。
- (3) 議員は、会期中にかかわらず、議長を経由して市長等に対し文書により質問を行うことができる。この場合において、市長等に文書により回答を求めるものとする。

【解説】

- 1 議員と行政との緊張関係の保持、透明化を図るための方途を規定しています。
- 2 緊張関係の保持では、審議の論点の明確化を目的とした一問一答方式の導入、行政から議員への反問権の付与を定めています。

(議会審議における論点情報の形成)

第8条 議会は、まちづくりの基本方針並びに市民生活に重要な影響を及ぼす

ことが予想される施策及び事業について、市長等に対し、その政策形成過程等を明らかにするため、次に掲げる事項について説明を求めることができる。

- (1) 政策の発生源
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 他の自治体の類似する政策との比較検討
- (4) 市民参加の実施の有無とその内容
- (5) 総合計画との整合性
- (6) 財源措置
- (7) 将来にわたるコスト計算
- (8) 前各号に掲げるもののほか、議会が必要と認める事項

**【解説】**

- 1 行政が重要な政策を提案する場合、8つの条件を示すことを求めています。これは政策の公正・透明性の確保と議会審議での論点の明確化を図ることとしています。
- 2 政策の発生源や将来にわたるコスト計算まで求めることで、提出される政策の信頼性が高まると考えられます。
- 3 なお重要な政策とは、次の政策をいいます。
  - (1) まちづくりの基本方針や分野別の計画及び施策事業。
  - (2) 市民生活に重要な影響を及ぼすことが予想される計画及び施策事業。  
(予算及び決算における政策説明)

第9条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の政策説明を市長に求めることができる。

**【解説】**

ここでは、予算、決算の審議においても、行政は前条の規定に準じて施策別、事業別の分かりやすい説明を行うよう定めています。

第5章 自由討議の保障

(議員間討議)

第10条 議員は、議会の権能を発揮するため、委員会等において、積極的に議員相互間の討議に努めるものとする。

- 2 議員は、議員間における討議を通じて合意形成を図り、政策立案、政策提言等を積極的に行うものとする。

**【解説】**

- 1 議会は討論の場であるとの原則から、委員会等の会議へは市長等の出席は最小限にとどめ、議員の自由討議を中心とした議会運営を行うことを定めています。
- 2 議会の会議において審議結果を出す場合は、議員の自由討議により、多様な意見を出し合った上で、議会としての合意形成に努力することを定めています。

## 第6章 委員会の活動

### (委員会の活動)

第11条 委員会審査にあたっては、原則公開とし、資料等を積極的に公開しながら、市民に対し分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。

#### 【解説】

委員会等の審査においては原則公開とし、公正・透明性に心がけ、市民に分かりやすい審査に努めることを規定しています。

## 第7章 議員の政治倫理及び身分

### (議員の政治倫理)

第12条 議員は、市民の付託にこたえるため、高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、良心と責任感を持って、議員の品位を保ち識見を養うよう努めなければならない。

2 政治倫理に関する規定は別に定める。

#### 【解説】

議員は、政治倫理に関する規定の精神にのっとり、市民全体の代表者として、その品位と名誉を損なうことがないように行動することを規定しています。

### (議員定数)

第13条 議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点だけではなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するものとする。

2 議員定数の基準は、人口、面積、財政力及び市の事業課題並びに類似市の議員定数と比較検討し、決定するものとする。

3 議員定数の条例改正議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、議員定数の基準等の明確な改正理由を付して、法第109条第7項又は法第112条第1項の規定に基づき、委員会又は議員から提出するものとする。

#### 【解説】

1 議員の定数は、行政改革の側面だけではなく、市が抱える課題や市の将来予測、又は人口、面積など類似団体との比較検討結果を踏まえて決められるべきとしています。

2 定数の改正は、市長の提案を認めるものの、市民への説明責任を果たすためにも、議員が提案するものと定めています。なお、市民からの直接請求はこの限りではありません。

## 第8章 議会及び議会事務局の体制整備

### (議員研修及び交流連携の充実強化)

第14条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化を図る。

2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家、市民各層等

との研修会を開催するものとする。

- 3 議会は、他の自治体の議会との交流及び連携を推進し、分権時代にふさわしい議会の在り方についての調査研究等を行うものとする。

【解説】

活発な議会活動を行っていくためには、議員は高度の政策形成及び立案能力が必要です。そこで、議員研修の充実強化を図ることや、各分野の専門家や市民各層との研修会、あるいは他自治体議員との積極的な交流に努めることを挙げています。

(議会図書室)

- 第 15 条 議会は、議会及び議員の調査研究に資するため、議会図書室の図書等の充実に努め、その有効活用を図るものとし、誰もが利用できるものとする。

【解説】

議会図書室の充実を図ると共に、議員だけの利用に留まることなく誰もが利用できると共にその有効活用を図ることを定めています。

(議会広報の充実)

- 第 16 条 議会は、重要な議案に対する各議員の賛否の態度を議会広報で公表する等、議員の活動に対して市民の評価が的確になされるよう情報の提供に努めるものとする。

- 2 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。

【解説】

- 1 議会の広報活動は、市政に係わる重要な情報を議会の視点から、市民に周知することを規定しています。
- 2 情報技術の発達にあわせ、様々な広報手段の活用により、市民が議会や市政に関心を持つよう広報活動をすることを規定しています。

(議会事務局の体制整備)

- 第 17 条 議会は、議員の政策形成及び立案を補助する組織として、議会事務局の調査・法務機能の充実強化を図るものとする。

【解説】

議会は、議員の政策形成及び立案を補助する組織として、職員の調査・法務能力を高め、万全の事務局体制を整えるよう努めることを規定しています。

第 9 章 議会運営の最高規範性と見直し手続き

(議会運営の最高規範性)

- 第 18 条 この条例は、議会の運営における最高規範であって、議会は、この条例の主旨に反するいかなる議会の条例、規則等を制定し、又は改廃してはならない。

- 2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例の研修を行わなければならない。

**【解説】**

本条例は、牧之原市議会における最高規範であると規定しています。

(見直し手続き)

第 19 条 議会は、一般選挙を経た任期開始後、できるだけ速やかに、この条例の目的が達成されているかどうかを全議員において検証するものとする。

2 議会は、前項による検証の結果に基づいて、この条例の改正を含む適切な措置を講ずるものとする。

3 議会は、この条例を改正する場合には、全議員の賛同する改正案であっても、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。

**【解説】**

1 一般選挙後、本条例の目的が達成されているかどうかの検討を義務付け、必要に応じて改正をすることを義務づけています。

2 改正に当っては、市民への説明責任を果たすため、改正理由などの詳細を説明しなければならないと定めています。

附 則

この条例は、平成 21 年 10 月 30 日から施行する。